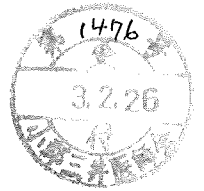


福県医発第 3011 号（地）
令和 3 年 2 月 25 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第18報）
および新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の
着実な交付に向けて（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、本年 1 月 12 日付（福県医発第 2617 号（地））文書にて第 17 報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取り扱いに関する第 18 報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500 単位/日）を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することが可能である旨と、その請求の取扱いについて示されております。

なお、第 17 報で示されたとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入れた場合は、例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所（居）者を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが認められておりますが、本加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能であるとのことです。

また、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の着実な交付に向けた協力依頼が改めて発出されましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 令和 3 年 2 月 16 日 介護保険最新情報 vol. 921
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の着実な交付に向けて（協力依頼）（令 3. 2. 12 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

(介 206)

令和 3 年 2 月 19 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて (第18報) および新型コロナウイルス感染症緊急
包括支援交付金(介護分)の着実な交付に向けて(協力依頼)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、本年1月6日付(介174)文書にて第17報
についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨
時的な取り扱いに関する第18報が発出されましたのでご連絡申し上げま
す。

今般の事務連絡では、介護保険施設において、医療機関から、新型コロナ
ウイルス感染症の退院基準を満たした患者(当該介護保険施設から入院した者
を除く。)を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算(500単位
/日)を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能である旨
と、その請求の取扱いについて示されております。

なお、第17報で示されたとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入
れた場合は、例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サー
ビス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所(居)者
を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが認められておりますが、本
加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能であるとのことです。

また、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介
護分)の着実な交付に向けた協力依頼が改めて発出されましたので、併せてご
連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医
師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和3年2月16日 介護保険最新情報 vol.921

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の着実な交付に
向けて(協力依頼)

(令3.2.12事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推
進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サ
ービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（第18報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.921

令和3年2月16日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 16 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第18報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）」を送付し、本事務連絡の発出日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に

- ・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携
- ・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供
- ・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備が必要になること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

（答）

介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することが可能である。

なお、本取扱いによる加算を令和 3 年 2 月サービス提供分及び令和 3 年 3 月サービス提供分に算定する者については、

- ・ 令和 3 年 2 月サービス提供分及び令和 3 年 3 月サービス提供分については月遅れ請求とし、令和 3 年 5 月審査以降に、請求明細書を提出する。

又は

- ・ 令和 3 年 2 月サービス提供分（令和 3 年 3 月サービス提供分）を 3 月（4 月）に請求するに当たり、本取扱いによる加算の請求は行わず、他の加算や基本報酬に係る請求のみを行い、5 月審査以降に、保険者に対して過誤調整の申し立てを行い、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出する。

等の取り扱いを行うこと。このような請求の取扱いを含め、本加算の算定について、利用者から事前の同意を得る必要があること。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）でお示ししたとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入れた場合は、例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所（居）者を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが可能であるが、本加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能であること。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 12 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の着実な交付に向けて
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、介護
従事者に対する慰労金や介護サービス事業所・施設等への支援金を着実に届けることが
重要であることから、年度末を迎えるにあたり、別添のとおり都道府県あて協力依頼をし
ていますので、情報提供致します。

貴会におかれましては、申請漏れ等が起きないように、まだ交付金の申請がなされていな
い会員の皆様への周知につきまして特段のご配慮をお願い致します。

（参考）

都道府県あて協力依頼（令和 3 年 2 月 12 日付）（別添）

新型コロナ交付金（介護分）に係る各都道府県のホームページのリンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html

別	添
---	---

事務連絡

令和3年2月12日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の着実な執行に向けて
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、介護サービス事業所・施設等に対する支援を着実に届けることが重要であることから、年度末を迎えるにあたり、以下の点についてご配慮いただくようお願い致します。

- 慰労金の速やかな支給を行うため、申請期限を3月まで設定している都道府県におかれ
ては、介護サービス事業所・施設等が希望する場合は、慰労金分に係る申請を先行して
受け付けることについて、可能な限り柔軟な対応をお願い致します。
- これから申請期限を迎える都道府県におかれましては、「感染症対策を徹底した上での
介護サービス提供支援事業」（かかり増し経費への助成）について、実施要綱等の取扱を
踏まえ、まだ上限額に達していない事業所・施設等から追加の申請の相談があった場合
は、可能な限り柔軟に対応をお願い致します。
- 介護サービス事業所・施設等及び勤務される従事者に支援が行き渡るよう、申請書の提
出状況の確認を行いつつ、未申請の事業所・施設等には確認を行うなど特段の配慮をお
願ひいたします。

参考

- ・ 介護保険関係団体あて事務連絡（令和3年2月12日付）